

高松市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 よくある質問・回答（令和7年1月14日時点）

番号	質問	回答
1	<p>本補助金は、国、県、及び高松市の他の補助金、助成金等と併給ができない、とのことだが、DR補助金や、子育てグリーン住宅支援のリフォーム事業等の少額なものでも併給できないのか。 また、香川県、又は高松市の補助金で、併給できるものはあるか。</p>	<p>国が実施する補助金（例：家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金（DR補助金）、子育てグリーン住宅支援事業費補助金等）との併給はできません。 香川県が実施する「かがわスマートハウス促進事業補助金」では、太陽光発電設備や蓄エネルギー機器（蓄電池、V2H）の補助を受けることはできませんが、断熱改修の補助金は受けることができます。 高松市が実施する「高松市スマートハウス等普及促進補助金」では、スマートハウス基本額（蓄電池、V2H）の補助を受けることはできませんが、断熱改修の補助金は受けることができます。</p>
2	<p>建設中の建物へ補助対象設備を導入する場合は、本補助金の対象になるか。</p>	<p>既築住宅へ設置するものが補助対象となるため、建設中の建物へ補助対象設備を設置する場合は補助対象となりません。</p>
3	<p>太陽光発電設備の交付要件に「発電量を計測する機器を備えること」とあるが、HEMSを設置しなければならないのか。</p>	<p>太陽光発電設備・蓄電システムに付属するモニターや、インターネット上など、太陽光発電設備の発電量を何かしらの方法で確認することができるようになっていれば、HEMS等の機器を追加で設置しなくても補助対象となります。 ※補助対象設備の設置から約1年後に、累計発電電力量及び累計売電電力量を報告する必要があります。</p>
4	<p>交付予約申請（工事開始前の申請）は、いつから受付開始か。</p>	<p>交付予約申請（工事開始前の申請）の受付開始日は、毎年、国や香川県と調整等を行う必要があるため、受付開始日直前まで判明しない場合があります。 令和7年度以降は『5月中旬～6月上旬』での受付開始を見込んでいますが、日付は前後する可能性があります。御了承ください。</p>
5	<p>交付予約申請（工事開始前の申請）は、いつまで受付されるのか。</p>	<p>交付予約申請（工事開始前の申請）の提出期限日は、当該年度の11月30日までです。 ただし、予算枠に達した場合、受付を終了します。</p>
6	<p>交付申請（工事完了後の申請）は、いつまでに提出する必要があるのか。</p>	<p>交付申請（工事完了後の申請）の提出期限日は、当該年度の1月31日までです。</p>
7	<p>交付申請（工事完了後の申請）の提出期限日までに、保証書や電力書類関係など、一部の書類の発行等が間に合わず、提出できない倍、代替の書類を提出しておき、書類が揃い次第、再提出することは可能か。</p>	<p>交付申請（工事完了後の申請）の提出期限日までに、必要な書類を提出してください。</p>
8	<p>交付申請時に必要な、「太陽光発電設備と蓄電池が直接連携していることが確認できる書類」とは、どのようなものか。</p>	<p>単線結線図などの電気配線図を想定しています。太陽光発電設備と蓄電池が連携していることが示せるのであれば、その他の書類等でも問題ありません。</p>
9	<p>蓄電システムについて、要綱第5条（補助金の額）に記載されている「補助対象経費」と、要綱第2条（定義）に記載されている「導入価格」は、同じものか。</p>	<p>「補助対象経費」と「導入価格」は同一になります。</p>

高松市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金 よくある質問・回答（令和7年1月14日時点）

番号	質問	回答
10	蓄電システムについて、「補助対象経費」に工事費は含まれるのか。	<p>「補助対象経費」は、設備費（パッケージ型番一式）及び工事費の合計金額です。ただし、パッケージ型番に含まれない設備や、蓄電池の設置に直接必要でない工事費は、補助対象経費から除くこともできます。</p> <p>（※）導入価格の上限：14.1万円/kWh（税抜）</p>
11	蓄電システムの定義（要綱第2条）で、導入価格が14.1万円/kWh以下とあるが、設備費として、どのようなものが該当するのか。	<p>蓄電システムについては、『「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」における「蓄電システム登録済製品一覧」に記載されているものであること』が交付要件となっているため、その登録状況から確認してください。</p>
12	蓄電システムの「導入価格」は税別の契約金額で間違いないか。	<p>蓄電システムの導入価格は、消費税及び地方消費税の額を除いた、税別の価格です。</p>
13	パワーコンディショナーがハイブリッド型の場合、蓄電システムの「導入価格」はどのように算定すればいいか。	<p>太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）である蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち、蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。</p> <p>切り分けられない場合、電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除できます。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）</p> <p>また、系統連携保護装置等の認証で、蓄電システムによる逆潮流機能を有する場合は、上記とは別に、電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除できます。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）</p>
14	既に「太陽光発電設備」を設置しているが、今回「太陽光発電設備」を増設（又は更新）したい。この場合、補助の対象となるか。	<p>増設（又は更新）も補助の対象となる可能性があります。個別事案ごとに補助の対象となるかどうかを判断しますので、高松市ゼロカーボンシティ推進課（087-839-2393）まで御相談ください。</p>
15	店舗兼用住宅でも補助対象となるか。	<p>店舗兼用住宅も補助の対象となる可能性があります。個別事案ごとに補助の対象となるかどうかを判断しますので、高松市ゼロカーボンシティ推進課（087-839-2393）まで御相談ください。</p> <p>また、店舗部分の利用形態等に応じて、補助金額が減額される場合があります。</p>